

個人情報保護審議会（第65回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成16年2月28日(土) 午前10時から午後0時40分まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 7階 「亀」

2 出席委員の氏名

山下 淳	岸本 洋子	赤坂 正浩
伊藤 潤子	齋藤 修	藪野 正昭

3 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

但馬県民局豊岡農林振興事務所	課長	岸谷 正雄
但馬県民局和田山農林振興事務所	課長補佐	椿野 健次

4 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名(事務局)

県民情報室

県民情報室長	浜田 充啓	個人情報・行政手続係長	白井 重孝
県民情報室	中谷 真紀子	県民情報室	桂 和久

5 会議に付した案件の名称

調査審議事項

諮問受付番号15-5号案件(オンライン結合による提供制限の例外について)
【但馬の特産街道の件】

6 議事の要旨

調査審議事項

諮問受付番号15-5号案件(オンライン結合による提供の制限の例外)

委員： 諮問受付番号15-5号案件について実施機関(但馬県民局豊岡農林振興事務所、和田山農林振興事務所)より説明していただく。

但馬県民局豊岡農林振興事務所、和田山農林振興事務所職員 着席

但馬県民局豊岡農林振興事務所、和田山農林振興事務所の職員より但馬の特産街道の件について説明が行われた。

委員： 資料の3ページ(3)“但馬の特産街道“の情報の主な流れ ア「特産街道」(ウ)に、消費者が地域おこし団体と情報交換を行うと記載されており、7ページの図では、間に但馬県民局が入っているが、県民局の掲示板等書き込みをするということか。

但馬県民局： これは、生産者がメールアドレスを持っていない場合に、県民局

が消費者からメールをもらったとき、その内容を生産者に伝えることを想定している。また、各団体がホームページを持っている場合は、そのホームページを表示するようにしている。イメージとしては、資料13ページである。

委員： サーバーはどこにあるのか。

但馬県民局： 委託先にある。

委員： ホームページの作成も委託先が行うのか。

委員： そうである。

委員： ホームページの更新はどうするのか。

委員： 県民局の7つの事務所が適宜行う。

委員： 資料6ページにデータ入力する職員を限定とあるが、更新する担当者はどういう人が想定されているのか。

但馬県民局： 作業に従事する者は、各事務所1人に限定し、所属長が決定する。

委員： 資料10ページに、「生産者と消費者が自由にコミュニケーションするため、オンライン結合により提供することが収集の目的」と記載されていたため、直接何か行うのかと考えた。また、オンライン結合により提供する目的等では、「オンライン提供が必要不可欠」と明記しながら、「区分」欄では任意となっており、奇妙な感じがする。

また、この情報発信は、食の安全・安心と無関係だと思う。

委員： 但馬の特産街道を見た県民から、県民局に直接、電子メール、Fax電話で照会・意見・提案があったとき、どのような対応を考えているのか。

但馬県民局： 事務所に連絡があった場合は、生産者に取り次ぐ。

委員： 県民局が情報の提供主体であるから、県民局に苦情があった場合、連絡をしてきた者にどういう対応をするのか。

但馬県民局： 苦情があれば、県が間に入り、生産者から意見を聴いて、県民局が県民へ回答することになる。“但馬の特産街道”のトップページに県民局の連絡先を記載している。

委員： 農政課への苦情として、農政課が答えられる体制を作っておくのか。県民局の農政課として回答するのであれば、対応できる体制があるのか少し気になった。

そもそも、特産街道のホームページを策定して情報提供する行政目的を明確にしておく必要がある。単に事業者の情報を取り次ぐだけで、県民局はサーバーという場所を提供しているだけなのか、そうであれば、そのことを明確にしておかなければならないのではないか。

委員： 情報の発信は、但馬地域の活性化につながる経済的な効果、交流を促すもので、大きなインパクトがあり、政策的によい判断だと思う。ただし、契約のトラブルには注意を払う必要がある。今後生産者が大量の取引に対応できるように、現実の制度の運用について考

えておくべきである。

委員： 県民局は、事業者から提供された情報を取りまとめて、県民に提供しているだけであることを明らかにしておく必要がある。

委員： 食の安全推進委員会では、食の安全・安心を求めるとき、県が主体となる場合は、それを担保しなければならないことが論議になった。今回も、取り次ぎをする責任を明確にもっておく必要がある。消費者から電子メールが送られてきて、それを事業者に取り次いだとき、そこから事業者に売り込みの機会が生まれることもあるので、そういう点にも念頭に入れておく必要がある。

委員： 県ホームページに事業者の情報を提供していたとしても、それは県が品質の保証をしたことにならないのか。

委員： 保証したことにはならない。しかし、県が提供することで、消費者に安心感を与えることは事実だと思う。トラブルが起こった場合、県民局は情報を提供しているだけで、責任がないことを主張することは、法的に可能だと思うが、政策的に好ましくないと思う。

委員： 県は但馬地域の活性化の政策で情報を提供しており、品質等について、保証していないことをはっきりさせておく必要がある。しかし、実際にトラブルがあったときに、県に責任がないことを主張することは難しいのではないか。

委員： やはり、県に責任がないことを明確にしておく必要がある。

委員： 取引上の責任については、県に責任がないことを明確にしておくべきである。

委員： 消費者問題、インターネット販売を所管している課室に相談された方がよいと思う。県民局ホームページでおすすめ情報を提供する以上、やはり、それなりの責任があると思うので、インターネット画面上に、あくまで、県民と事業者の取引の問題であることと、県が責任を負わないこと明らかにしておく必要がある。

委員： ホームページ掲載依頼書（８ページ）、データ記入シート（９ページ）は、すべての団体から提出してもらうのか。

但馬県民局： そうである。

委員： 今後、団体が増えた場合も提出してもらうのか。

但馬県民局： そうである。

委員： ホームページに掲載する営業時間、セールスポイント等の内容は、データ記入シートと一緒に提出を受けるのか。

但馬県民局： 郷土料理、特産物等を区分した別の様式に記入し、提出してもらうことになる。写真、活動情報、ホームページ掲載記事は、地域活動団体が自らの責任で作成することになる。

委員： 内容について、チェックは入らないのか。

但馬県民局： 文言のみ修正を行う。

委員： 同業他者を誹謗するような表現等、行政の情報発信として望まし

くない記入があった場合、どうするのか。

但馬県民局： このグループ団体の選定の基となるのは、国・県の補助金を受け取っている日頃、普及改良センターと関わりのある団体であり、他者を誹謗するような情報発信はないものと考えている。団体育成の1つの手段として、ホームページに掲載する予定である。

委員： 今後、補助金等を受けていない団体や個人から、ホームページへの記事依頼があった場合どうするのか。

但馬県民局： 今後は、運営審査会を設置し、審査を行い、掲載を行う予定である。

委員： 掲載しない場合の基準を設け、公正な審査を行っていくべきであるが、表現や内容のチェックが県民局で行える体制にあるのか。文言等を修正する場合があるのであれば、依頼書に修正する場合の手続を明記しておくべきである。

但馬県民局： 修正がある場合は、地域おこし団体の同意を得た後、ホームページに掲載することとしている。

委員： 但馬の特産街道を運営するにあたって、申請への対応、申請書をチェックする者、申請要件等について、明確なルールを策定しておく、手続の公平さ、透明性を確保しておく必要がある。

また、消費者からの対応について、県民局の内部で議論をしておく必要がある。

但馬県民局： そのように致します。

委員： 資料3ページの別表における1～7の活動は、事業者としての活動と理解してよいか。

但馬県民局： そうである。

委員： 県民局が情報発信していくので、行政活動として適当であるか、必要であるか、行政活動として行うのであれば、どういう仕組み、手続を策定しておく必要があるか、検討する中で、個人情報保護の仕組みを考えていくものである。

但馬県民局豊岡農林振興事務所、和田山農林振興事務所職員 退席

委員： 事務局から事前に送付されてきた資料を見て、答申の試案を作成した。何か、意見はないか。

委員： 提供する情報には、個人情報が含まれているが、事業活動という局面があり、また、安全確保措置がなされ、委託業者に対する措置もとられることから、個人情報をオンラインで提供したとしてもよいと考える。

委員： 委託先については、どうなのか。

委員： 委託契約先との契約において、個人情報取扱特記事項を入れているので、特記事項を遵守していれば、委託先についても問題はない。

委員： 答申(案)1(2)について、「但馬の食文化・特産品などとともに地域おこし団体等の活動内容、連絡先などの情報を広く提供する

ことによって、交流の輪を広げ、但馬地域の農林水産業の振興につながり、但馬地域の活性化の一助となること」という表現にしてはいかがか。

委員： 異議なし。

委員： 文言の修正については、会長と事務局で調整し、各委員に送付することとしてよろしいか。

委員： 異議なし。

7 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第65回）資料

平成 年 月 日
個人情報保護審議会会長

平成 年 月 日
個人情報保護審議会委員